

公印省略

4 介 第 4 3 8 9 号
令和 5 年 3 月 2 0 日

各 高 齢 者 施 設 管 理 者 殿
各 介 護 サービス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長
(監査指導第一係)
(監査指導第二係)

新型コロナウイルス感染症に係る処置、搬送、葬儀、火葬時等の
マスク着用の取扱いについて

このことについて、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局から、当課へ
下記の事項について周知の依頼がありましたので、お知らせします。

記

令和 5 年 2 月 1 0 日に新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え
方の見直し等について」等により、令和 5 年 3 月 1 3 日からマスクの着用については
個人の判断に委ねることを基本とすることなどが示されました。

これに伴い、「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある
方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」が別添のとおり改正され、
令和 5 年 3 月 1 3 日から適用されることとなりましたのでお知らせします。